
「個」と「地域」の一体的支援の実践

社会福祉法人大和市社会福祉協議会 主査
福田北地域包括支援センター 中山毅

「個と地域の一体的支援」は、地域包括支援センター（以下、包括C）業務から見たとき、地域ケア会議の機能に合致すると言えます。今では多くの包括Cが地域ケア会議に積極的に取り組むようになりましたが、数年前までは、個別支援ケースの課題をどう普遍化し、地域支援としても結び付けていくのかに悩んでいた状況にあったと思います。

大和市社会福祉協議会（以下、市社協）では、地区社協支援を中心に、小地域における福祉活動支援を大切に取り組んできた歴史があります。市社協職員にとっては、地域に根づいた住民主体の豊かな取り組みは、日常的なものとして認識し、当たり前みんなが知っていることだと捉えていたように思います。それが包括C業務を通じてさまざまな専門職と接する中で、住民主体による数多くの取り組みが、意外にも知られていないことに気づかされました。その一方で、地域ケア会議等により、住民とも個別支援ケースを検討するようになったとき、住民側も専門多職種にほぼ馴染みがなかったり、敷居の高さを感じていることもわかってきました。

そこで、地域住民による活動の強みにも、専門職の強みにも、常日頃触れている包括Cからの発信として、双方を結びつけること、それも小地域ベースに結び付けることを実践の中心として意識しました。それは単に顔の見える関係づくりにとどまるのではなく、お互いの強みを知り、高め合うということであり、“地域は専門職に学び、専門職は地域に学ぶ”という相乗効果となります。

その一つの具体的な成果が、「福きた（福来た！）カフェ」です。福田北包括C内の、高齢・障がい・医療関係者が手を取り合って、一つの認知症カフェを立ち上げました。認知症カフェの位置づけではありませんが、検討段階では、対象者の属性を問うことはしないというコンセプトがすんなりと満場一致で決まりました。ある日のカフェでは、聴力がかなり低下した高齢の母親を一人で介護されている娘さんが、親子でカフェに参加されました。その場でのやり取りの様子をそっとみていた病院の言語聴覚士からは、聴こえやすい話し方のコツが、デイサービスセンターの介護福祉士からは介助の方法が、娘さんに何気ないかたちで伝えられていました。逆に専門職側からは、病院や事業所の中ではまず聞くことができなような介護者の本音や実際に触れられることは、自身の専門性を高めることにもつながり、地域課題を一緒に考えられるプロセスに加われることは今までにはなかった嬉しさでもあるとの声が出されています。

地域支援のエッセンスとして、地域連携の促進、新たなサービス開発、住民の福祉意識の向上等が考えられます。豊かな住民活動と、地域に強く目を向け始めた専門職との活動を意図的に出会わせたとき、どんどん新しい場や関係性がつくられています。それはまさに地域支援であると同時に、いくつかの個別支援に活かされている場面を目のあたりにしています。この成果を担当する包括Cの圏域にとどまらず、市内全域に広めていくことが、今後の課題だと考えています。

◆ ライツはだの・秦野市社会福祉協議会 実践報告 ◆

分野を越えた権利擁護相談支援のネットワークづくりを進めるとともに、小地域に拠点を設け、専門職と地域住民の協働による、生活ニーズの早期発見、見守り機能の構築に取り組んでいます。

ライツはだの・地域の課題を地域で解決

常成福祉会では、法人設立以来、地域に根ざした社会福祉法人であることを理念に、総合相談室やサテライト施設の設置など、相談支援事業と在宅障害者の地域支援ネットワークづくりの実践に取り組んできました。こうした取り組みを背景に、専門職と地域住民がつながり、本人の地域生活を切れ目なく支えるネットワークを一層進めるために、平成24年度に地域活動拠点づくりに着手しました。また、同年度に秦野市（以下、市）から障害者虐待防止センター事業を受託し、「秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの」を設置しました。ライツはだのは、虐待の「未然防止」を念頭に、ちょっと気になる方やその世帯の早期発見、見守り支援を進めるために、専門職と地域住民の連携を基盤とした総合相談体制を目指しました。これら、2つの事業を結び付けて推進していくために、ライツはだのでは、地域で活動している専門職や関係者、地域住民に呼びかけをして「ライツはだのネットワーク委員会」を立ち上げました。

委員会での地域課題の協議では、専門職からは、高齢や障害ごとのネットワークはあるものの分野を超えたつながりは薄く、お互いの役割や活動を良く把握できていないという課題、そして、地域関係者からは、支援が必要そうな人を見つけても本人からの発信がないと関わりづらいことや個人情報共有の課題などが挙げられました。そこで、委員会内に課題の解消に向けてプロジェクトチームを二つ置き、対応を開始しました。「専門職連携プロジェクト」では、市内の専門職が分野を超えて顔の見える関係を作ることを目的に、高齢と障害との合同で事例検討会や研修会を継続開催し、相互の関係を深めていきました。「サロン（拠点）プロジェクト」では、「住民相互の交流と支え合い活動、住民と専門職の協働による地域の課題を地域の力で解決する地域づくり」を目的に「みんなのサロンなつめ」を企画立案し、平成25年5月の開設につなげました。サロンの運営では、秦野市社協（以下、市社協）からノウハウ提供や地域のキーパーソンの紹介などのバックアップを受け、民生委員や地域住民からサロンに置く机などを寄付いただきました。また、サロン隣室のライツはだのの職員はコーディネーターとして関わり、サロン運営に協力を申し出たボランティアで構成された「なつめボランティア懇親会」は、サロン活動のメニューを考案・調整し、地域の困りごとについて専門職も入って意見交換する場にも発展しました。

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」・成年後見利用支援センターを開所

市社協では、日常生活自立支援事業や法人後見などの権利擁護事業に取り組んできましたが、地域支援の方法・方針のバラつきや、制度に当てはまらない人の支援など、相談事業への取り組みに課題を抱えていました。こうした課題への解決に向けて、従来の地域福祉事業の見直しを行いました。そして、

市社協の役割について議論を重ね、新たな取り組みとして生活困窮者自立支援事業と成年後見事業の実施についても市と協議してきました。

そして、平成27年10月に、「はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』・成年後見利用支援センター」(以下、センター)を開設しました。

センターは、総合相談活動を通じて①地域福祉の推進②施策の地域化③支援の総合化の推進を目的としています。その目的達成のために(1)権利擁護総合相談支援機能(2)成年後見利用相談支援機能(3)生活困窮者自立相談支援機能を柱に取り組んでいます。中でも(1)の機能は、センターの目的である①～③の中核機能として、「専門職間の連携・協働」と「地域と専門職との連携・協働」による総合的な相談支援を実践するものです。そのため、専門職間との連携・協働を強化し、また市社協の各部会を通じて地域の課題を捉え、「地域での新たな支え合いの創造」に向けて、地域福祉活動を推進していきます。

地域住民と専門職による支え合いの地域づくり

これまでの市内での取り組みから、専門職の関係づくりはかなり進展をしてきました。専門職の関係づくりは、地域住民には見えないところですが、こうした関係づくりは支え合いの地域づくりをしていくために欠かせないものでもあります。築き上げてきたこの関係づくりを更に広げていき、専門職のネットワークと地域住民のネットワークが重なり合い、より良い地域となっていくことを期待しています。

ちいきふくしそうごうぞうだん
はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」

せいねんこうけんりようしえん
(成年後見利用支援)

こま
困った…どうしよう…

ひとりく
一人暮らしで、子どももない
から将来が不安…。
いま
今のうちからできることはないか
しら？

じんちしやう
認知症の母が、訪問販売でよくわか
らないままに健康食品や高額な
布団など買わされてしまう…

グループホームで暮らしたい
けど、一人で全部行うのは
不安。一緒に手伝ってくれる
人がいればいいのに…。

しょうがい
障害のある子どもの後見人
になったけど、裁判所への
報告書ってこれでいいのか
しら？

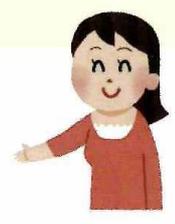


ボランティアグループの
なかま
仲間で成年後見制度のこと
を勉強したいのだけど…

とき
こんな時は…

せいねんこうけんりようしえん
成年後見利用支援センターに
そうだん
ご相談ください！

せいねんこうけんりようしえん
成年後見利用支援センターとは、せいねんこうけんせいど
成年後見制度を知って
いただき、多くの方に利用していただくための機関です



せいねんこうけんせいど
成年後見制度（法定後見）とは…

じんちしやう、ちてきしょうがい、せいしんしょうがい
認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守るための
せいど
制度です。自身に不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあわないよう
かに、家庭裁判所が選んだ成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等）が本人に代わって
ふくし
福祉サービスの利用契約などを行ったり、不動産や預貯金などの財産管理をします。

成年後見利用支援センターの主な事業

成年後見制度の普及啓発

市内の相談機関や市民の方からのご要望に基づき、出前講座や相談会を行っています。

成年後見制度総合相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族など、後見制度利用に関する相談を行っています。

後見人等候補者の情報提供

受任団体・関係機関との調整・連携を行っています。

身近に後見人等候補者がいない方のため、後見人等候補者の情報提供を行っています。

親族後見人等の活動支援

親族後見人等に対する相談支援を行っています。

家庭裁判所に申し立てを行うための相談や、親族後見人等が行う家庭裁判所への報告書類作成の相談をお受けします。

ご相談・お問い合わせは下記まで

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」

成年後見利用支援

住所: 秦野市緑町16-3 (秦野市保健福祉センター内)

電話 0463-84-7711 ・ FAX 0463-85-1302

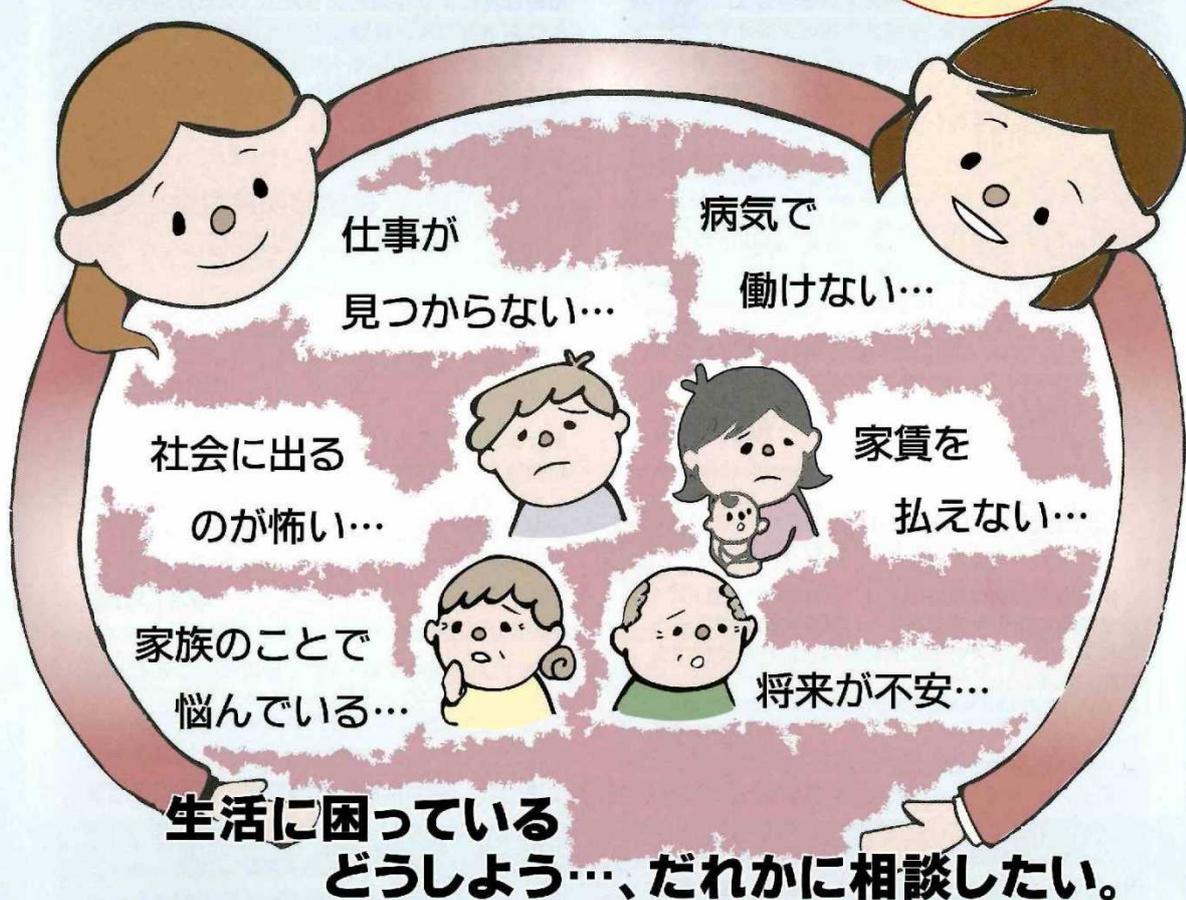
相談受付: 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

はだの地域福祉総合相談センター

『きゃっち。』

相談無料

ひとりで抱えこまずに、まずはご相談ください。



働きたくても働けない、家賃が払えないなど、まずはお困りな事をお聞かせください。『きゃっち。』の支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族やまわりの方からの相談もお受けいたします。

〒257-0054 秦野市緑町16番3号
(秦野市保健福祉センター内)

はだの地域福祉総合相談センター
『きゃっち。』

TEL 0463-83-2751

相談受付 月～金曜日

●9:00～12:00 ●13:00～17:00

(祝日・年末年始除く)

生活にお困りの方への支援制度が始まりました。

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

あなただけの支援プランを作ります



生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談支援

社会、就労への第一歩



ハローワークなど関係機関と連携し、履歴書の作成のアドバイスや面接対策など、就労に向けた相談・支援を行います。

就労相談

生活困窮世帯の子どもへの就学に関する費用の援助



家庭の経済的な理由により、小中学校(公立)の就学費用の負担が困難なことで就学に影響があるものについて、ランドセルや制服などにかかる費用を支給します。

※経済的自立のため継続的支援を受けるなど、支給要件を満たしている世帯が対象です。

就学支援

家賃相当額を支給します



離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※資産や収入に関する要件を満たしている方が対象です。

住居確保給付金の支援

家計の立て直しをアドバイス

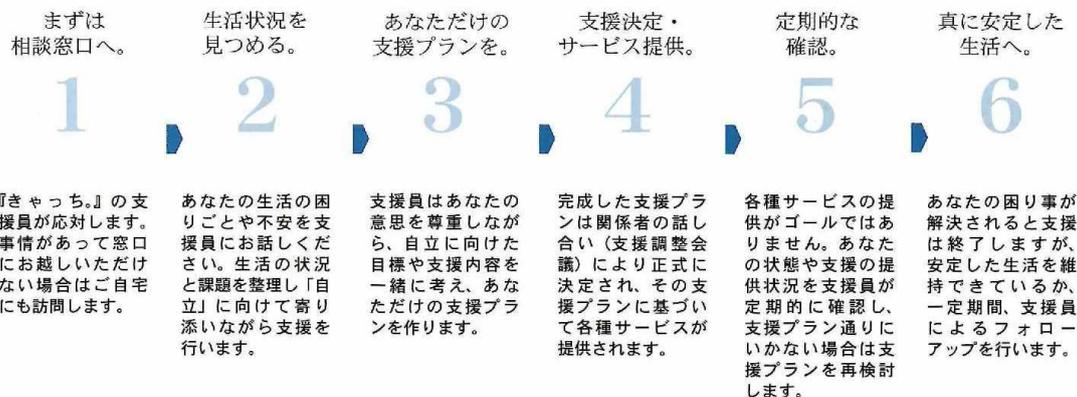


家計状況の「見える化」と根本的な課題を整理し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

家計支援

※上記事業のほか、関係機関と連携し、適切な支援機関につなぎます。

〈相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)〉



～はだの地域福祉総合相談センターの紹介～

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を行います。

(左記下段参照)

成年後見利用支援事業

成年後見制度に関する相談や手続きなどの支援、情報提供を行います。

日常生活自立支援事業 (あんしんセンター)

判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助、大切な書類の保管などを行います。

生活福祉資金貸付事業 小口生活資金貸付事業

低所得世帯などに対し、世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付及び相談を行い、生活の立て直しを支援します。

たすけ合い給付金事業

現物による給付や食材の提供により、家計支援を行うことで、世帯の自立を図ります。

「たすけ合い給付金事業」など、生活困窮者の自立支援に必要な財源を確保するために、秦野市内の社会福祉法人などが協働して、「はだの地域公益事業基金」を設立しました。

◎はだの地域公益事業基金 設立法人名

社会福祉法人鶯会・社会福祉法人かながわ共同会・社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団・社会福祉法人輝星会・社会福祉法人こひつじ愛児会・社会福祉法人寿徳会・社会福祉法人常成福祉会・社会福祉法人浄泉会・社会福祉法人進和会・社会福祉法人成和会・社会福祉法人地域精神保健福祉会・社会福祉法人秦野なでしこ会・社会福祉法人珀寿会・社会福祉法人英会・社会福祉法人ビーハッピー・社会福祉法人六美会・社会福祉法人若木会・特定非営利活動法人かがやき会・特定非営利活動法人ちっちゃん星の会(アイウエオ順)

・様々な専門機関につなぎ、困りごとの解決を目指します。



・「SOSが出せる地域づくり」を目指し、地域住民の困りごとのニーズキャッチにつとめます。



・市社協が取り組むボランティア活動や、ご近所福祉活動を組み合わせるなど、多方面から支援を検討します。

※事業によっては、一定の要件などがあります。まずは、ご相談下さい。



秦野市保健福祉センター1階
秦野市社会福祉協議会内
 はだの地域福祉総合相談センター
 『きゃっち。』

- 交通のご案内(バスを利用される場合)
- 湘南神奈交バス
 - 秦野駅発 ⑤番のりば「土橋経由渋沢駅北口行き」
 - 渋沢駅発 ①番のりば「土橋経由秦野駅行き」
 - ◆バス停…保健福祉センター前で下車、徒歩1分

TEL 0463-83-2751

FAX 0463-85-1302

メール shakyo@vnhadano.com



社会福祉法人 秦野市社会福祉協議会

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」の取り組み

社会福祉法人秦野市社会福祉協議会
地域福祉推進班 班長 佐藤美知子

1 センター設置までの経緯

秦野市社会福祉協議会（以下、市社協という。）は、組織運営と相談事業の課題への解決策として、平成26年6月から「はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』」（以下、センターという。）の設置に関する検討を始めました。

それまでの市社協は相談に限らず、事業の多くが案件ごとに実施され、様々な課題に対して組織としての一体的な取り組みができていたとは言い難い状況でした。例えば、貸付事業ひとつとっても、貸すか貸さないか、貸すならいくらかということに終止してしまい、相談者の自立や地域生活が目標となっていたとは言えず、また、会員制をとりながら、会員である社会福祉法人の力や専門性を地域の課題解決に結びつけるまでには至っていませんでした。

福祉制度の狭間や深刻化する生活課題の解消のためには、専門職と地域関係者間での必要な情報共有と、課題解決に向けた連携・協働が不可欠であるのは自明です。市社協では、センター設置に向けて社協の会員で構成される4つの部会（地域部会、施設部会、団体部会、民生委員部会）で研修や協議を重ねて合意形成を図り、課題であった従来の相談方法を改め、個別事例に即して相談支援と事業実施を一般化・総合化する視点で事務局体制と相談支援の在り方を見直しました。さらに、今日課題である生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援と成年後見制度利用支援事業について、市と協議し、これらを受託することで新たな相談体制の整備を図り、平成27年4月にセンターを開設しました。

2 センターの取り組み内容

センターは、権利擁護総合相談、成年後見利用支援、生活困窮者自立相談支援の3つの機能を柱としています。市から委託を受け、センター長（弁護士・非常勤）と、成年後見制度利用支援事業と自立相談支援事業に二人ずつの相談員を配置することができました。開所1年目となった2015年度には生活困窮に関する相談が307件（実人数）、成年後見に関する相談が99件（同）ありました。複合的な課題に双方の相談員が一緒に支援を行う機会も増えています。

ネットワーク構築の面では、生活困窮の支援調整会議や成年後見のネットワーク連絡会の他に、部会での情報共有や課題検討を進めています。センターの機能と実情を知っていただくことで、民生委員や施設からの相談も徐々に増えており、今後は相談部門だけでなく部会組織も一体となって地域のニーズをキャッチし、支援できるようさらに連携を深めていくことを目指しています。

3 地域における課題、今後の展望

地域における権利擁護支援体制構築のための取り組みとして、2016年度は市内施設や相談機関に対して、成年後見制度利用者（潜在数も含む）の実態調査を行いました。調査の結果、改めて、高齢分野では身寄りがない、経済的な理由等で制度利用に結びつかないケースが多く存在すること、障害分野はライフステージに応じた長期にわたる支援のニーズが高いことが確認されました。これを受けて、センターでは受任体制整備のためのプロジェクトチームを立ち上げ、行政職も交えた検討を始めたところです。「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域のニーズを地域で発見し、専門職と地域とが連携しながら課題解決に取り組めるよう、センター機能を発揮していきたいと考えています。
